

設置の趣旨等を記載した書類

設置の趣旨等を記載した書類目次

ア	設置の趣旨及び必要性	1
イ	博士課程の設置を目指した構想	4
ウ	専攻の名称及び学位の名称	5
エ	教育課程の編成の考え方及び特色	7
オ	教員組織の編成の考え方及び特色	15
カ	教育方法、履修指導、研究指導の方法及びび修了要件	15
ク	施設・設備等の整備計画	18
ケ	既設の看護学専攻との関係	18
コ	入学者選抜の概要	19
シ	大学院設置基準第14条による教育方法を実施	20
チ	管理運営	24
ツ	自己点検・評価	24
テ	情報の提供	25
ト	教員の資質の維持向上の方策	25

ア 設置の趣旨及び必要性

疾病構造の変化、超高齢社会の到来、医療の高度化・専門化など保健・医療・福祉を取り巻く環境は 20 世紀後半から大きく変化しつつある。

また、人々の健康意識の高まりや価値観、ニーズの多様化などにより保健・医療・福祉の分野に携わる医療従事者には倫理的、社会的側面の知識、判断能力等が従来にもまして不可欠となってきた。

このような保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化の中で、本学は、県民の皆様に対する最良の保健・医療・福祉を提供できる体制を整えるための大分県における看護および看護学の拠点施設として、教育、研究および地域貢献の充実に努力をしてきた。

平成 14 年には、大学院看護学研究科に「看護学専攻」の博士（前期）課程（修士課程）を、平成 16 年には、博士（後期）課程（博士課程）を設置し、より高度な看護学の専門知識と看護の実践能力、企画管理能力を併せ持つ指導的看護職の養成、および、創造性豊かな高度の研究能力を有し学際的・国際的視野を持つ看護学に関する教育者、研究者を養成してきた。

この 6 年間の大学院教育の経験を通して、看護学のさらなる発展・進化のためには、看護・看護学の基本となるべき関連する多方面の学術領域の考え方や手法を取り入れた学際的な学問として、看護に関する基礎科学領域の教育・研究のさらなる充実を図っていく必要があることを認識した。そこで、看護あるいは看護学が対象としている「健康」を多面的かつ科学的な視点からより詳細に追求し、学際的な学問としての看護学の基盤となるべき看護の基礎科学領域の学問を強化・充実していくために、看護学研究科（博士前期課程（修士課程）および博士後期課程（博士課程））の中に看護学専攻と並列して新たに「健康科学専攻」を新設することとした。

本学の「健康科学専攻」の教育は教育者・研究者の人材養成を目標にしている。博士前期課程（修士課程）に入学する学生に対しては、博士後期課程（博士課程）までの一貫教育を基本と考え、博士後期課程（博士課程）を含めた申請を同時に行うこととした。

看護学研究科に新たな専攻分野を新設することにより、看護学を支える基盤となる学問領域の研究者・教育者の人材確保に繋がることとが期待される。さらに、医療・保健・福祉に携わる看護職以外の医療関係の教育、研究者の人材育成も視野に入れた指導体制を整備することにより看護の教育現場ばかりではなく実践現場においても、看護職と非看護職とが密接な連携を確立することとができ、多面的な視点からの教育・研究活動および実践活動ができることと期待し

ている。

設置を特に必要とする理由は下記の通りである。

(1) 看護教育の質的水準の確保のため

健康に関する情報があふれ、人々の健康に対する意識が高まる中で、看護、看護学の専門職として社会のニーズに応えた保健・医療・福祉を提供していくためには、「ヒト」「人」「人間」を深く理解していることが不可欠である。このためには、看護学の基盤科学となる領域の教育の充実、強化が極めて重要である。

看護系大学の歴史が浅いこともあり、ほとんどの看護系大学においては、看護の基盤科学の教育は、看護職以外の専門家に依存しているのが現状であり、これらの専門家は、「看護」「看護学」に対する理解が必ずしも十分ではなく、看護学の専門領域の教育との有機的な連携が図られていないのが現状である。したがって、今後の看護学教育の発展・進化を図っていくためには看護学の基盤科学の教育を担うことのできる人材を、看護系大学自らが育成していくことが重要である。

看護の基盤となる教育、研究の質を安定的に確保していくためには、大学院博士（前期・後期）課程の中に「健康科学専攻」を設置して、基盤科学の教育、研究に従事できる人材を継続的に育成していくことが不可欠である。

大学院博士（前期・後期）課程を有している九州地区の看護系大学で看護の基盤科学の教育者・研究者の人材育成を視野に入れた大学院教育を行っている大学は数少ない。本学の大学院博士（前期・後期）課程が、大分県のみならず九州地区の看護系大学の基盤科学の教員を安定的に供給できる拠点になると考えている。

(2) 健康科学研究の遂行

「健康科学」に対しては必ずしも画一化された定義は、現在、存在していない。「健康」を取り扱う学問分野を「健康科学」と広義に解釈すれば、「医学」も「看護学」も「健康科学」の一領域と解釈することができる。本学では、「健康科学」を狭義にとらえ、看護、看護学を発展、進化させていくための基盤となる領域の学問分野と考えている。すなわち、「健康科学」を看護職に必要とされる不可欠な知見である「ヒト」「人」「人間」を理解するために人-環境系（社会的環境、自然環境を含む）全般を科学的かつ実践的に追求する分野・領域と位置づけ、看護学研究の中に「健康科学専攻」を設置することとした。

看護学は、実践の科学であり、既存の学問領域の知見を活用しながら、現在、独自の学問体系を構築しつつある。このような中で、看護学の学問的な背景等を考慮すると、エビデンスに基づく看護学・看護の発展・進化のためには学際的なアプローチを必要とする分野である。今後の、看護学研究の発展・進化のための研究的なアプローチとしては、「健康科学」分野との連携が不可欠であると考える。

「健康科学専攻」では、看護職以外の医療・保健・福祉に関連した分野の人材で、より専門性を高めようとする人々が履修することも意図している。幅広い領域から人材を集め、保健・医療・福祉に関わる様々な健康問題、例えば、食の問題、生活環境の問題、心の問題などの課題に関して、問題解決型の研究の推進を図っていくことにより、看護学にとって必要なより学際的なアウトカムが期待できると考えている。

保健・医療・福祉の実践現場ではエビデンスに基づいたケアを提供していくことが求められており、実践現場を改革・改善するためには必要なエビデンスを「つくり」「つたえ」「つかう」過程を確立していく必要がある。「健康科学」研究を通して、実践現場の問題を分析し看護実践に必要な科学的な研究にまで発展させ、エビデンスとして実践現場に適用できる研究を推進することにより看護学および看護がさらに進化し、社会の健康意識に対する高まりに応えることにならざることを期待している。

なお、「健康科学専攻」では、研究者・教育者を養成することを目標にしている。大学院生には大学院博士課程の前期（修士）および後期（博士）を通じた教育を基本コースと考えている。

(3) 保健・医療・福祉で活躍する人材の交流

保健・医療・福祉の実践現場では、医学、看護学、薬学、理工学などの大学教育を受けた人材だけでなく、臨床検査、診療放射線、栄養、健康運動などの領域で活躍する人材がチーム医療のもと協働して活動し、緊密な連携関係にある。しかし、大学などの教育、研究の場において、それぞれのバックグラウンドをもった人材が交流して、それぞれの分野を理解し協働して活動する機会が極めて少ないのが現状である。このような状況にあって、臨床現場、保健行政の現場などにおいて、多くの職種や専門職同士がより密接に交流し、現場での連携関係をよりスムーズに進めるためには、学問の場においても、保健・医療・福祉に活躍する人材の交流が不可欠である。

非看護職の医療・保健・福祉に関連した人材の中には、実践現場で看護に関する問題意識を抱え、高度な研究に発展させたいという願望をもつ者がい

る。看護職を中心に育成する大学院として設置した本学の看護学研究科に「健康科学専攻」が設置されることにより、地域にあって問題意識の高い非看護職の教育を推進する母体となることが考えられる。看護系大学が非看護職の教育を推進していくことは、看護職との密接な交流につながるものであり、保健・医療・福祉の実践現場でのチーム医療の実践の質の向上につながり国民の健康増進に貢献することが期待される。

(4) リカレント教育の推進

超高齢社会を迎え、学問に対する情熱を持った人々が増加している。とくに年齢を重ねるとともに健康に対する関心が高くなり、「健康」について体系的な教育を受けたいと希望する人々がいる。これらの人々に対して、大学院前期（修士）課程の門戸を開き、健康科学の知識・技術を提供することによりセルフコンテントロールの必要性を理解し、さらに地域での健康づくり活動等への積極的な参加を促す。したがって、「健康科学専攻」の設置は、本学が推進する健康増進プロジェクトなどの活動に参加し地域での健康づくりの研究活動に参加できる環境を整備することにつながる。その結果、「健康日本21」の目標達成等にも寄与でき、大学の地域貢献活動の一環にもなるものと期待している。

イ 博士課程の設置を目指した構想

アで記載したとおり、本学の「健康科学専攻」の教育は教育者・研究者の人材養成を目標にしているので、博士前期課程（修士課程）に入学する学生に対しては、博士後期課程（博士課程）までの一貫教育を基本と考え、博士後期課程（博士課程）を同時に設置することとした。

ウ 専攻の名称及び学位の名称

看護学研究科（博士前期課程（修士課程）および博士後期課程（博士課程））の中に看護学専攻と並列して新たに「健康科学専攻」を新設する。

看護学研究科（School of Nursing Sciences）

既設

看護学専攻博士課程（前期）：

Master's Program of the Nursing Science Major

看護学専攻博士課程（後期）：

Doctoral Program of the Nursing Science Major

新設

健康科学専攻博士課程（前期）：

Master's Program of the Health Sciences Major

健康科学専攻博士課程（後期）：

Doctoral Program of the Health Science Major

本学の博士（前期・後期）課程では、看護の基礎科学の教育、研究に携わることのできる人材（看護職及び非看護職）を育成すること、および、医療・保健・福祉の領域で看護・看護学を十分に理解し、チーム医療を支える非看護職の人材を育成することを主な目的とする。

現在、本学を含め、多くの看護系大学における学部教育の中で、基礎看護、成人看護、小児看護などの看護の専門科目は、看護を熟知した臨床経験の豊富な看護職によって教授されている。しかし、「ヒト」の身体的構造、生理的機能、病態、生体の生理・生化学的な反応、疾患の病態、あるいは、看護の対象となる「人」の心理的・精神的な状態の把握、対象とのコミュニケーション、看護情報の取り扱い等の看護学の基盤としての学問と位置づけられている科目の教育、あるいは研究は、解剖学、生理学、医学、薬理学、情報学、心理学、社会学などの専門家によって行われており、これらの専門家の大部分は看護職ではないのが現状である。

本学では、学部における看護の基盤教育を行う講座として開学当初から人間科学講座を設け、その中に生体科学、生体反応学、健康運動学、人間関係学、環境保健学、健康情報科学、言語学の7つの科目群を設けている。

これらの科目群では、看護職としての一級教養的な知識を教授するだけではなく、看護の専門科目を学ぶ上で必要とされる「ヒト」、「人」、「人間」を理解するための基礎的な知識・技術を、看護の専門講座（基礎看護科学、専門看護

学講座、広域看護学講座)の教員と密接な連携を図りながら、看護の視点から教授し、看護の対象者を多面的に理解できるように努力している。さらに、人間科学講座の教員は、看護の専門講座の教員と同様に4年次生の卒業研究を担当し、学生に看護研究の基本的事項から論文作成までの過程を教育することなどにより、学生の教育に深く関わっている。このことにより、看護の基盤となる基礎科学と看護の専門領域の教育・研究の有機的な連携を図ることができ、看護学教育に大きく寄与していると考えている。

今後の看護学のさらなる発展のためには、看護学の基盤となる教育を担当できる教員を看護学の大学院で育成し、看護学に対する理解と、認識をもち、看護学の視点からこれらの基盤科目を教授できるようにしていく体制を整えていくことが重要であると考えている。

また、保健・医療・福祉の実践現場の質を確保するためには、科学的な視点から、実験的介入研究結果なども含めたエビデンス(科学的根拠)を集積していくことが不可欠であり、このようなレベルの高い研究を推進していくためには、基礎科学に精通した研究者の協力が不可欠であることを学部教育、大学院博士(前期・後期)課程の教育を通して痛感している。そこで、健康科学専攻では、健康に関連した社会問題に対して、食生活や栄養などの健康生理学、化
学物質や放射線も含めた環境有害因子の健康影響、健康運動、保健統計、メンタルヘルス学などの研究を遂行できる研究者を育成することを目的の一つとし

た。

以上の点から、本学では、大学院博士(前期・後期)課程では、看護職のみならず非看護職で、さまざまな「健康科学」の教育、研究に従事できる人材の育成できる体制とするために、複教の領域からなる専門領域を設定し、健康科学の基盤となる領域の教育および専門領域の教育を教授、研究できる人材を育成することとした。これは、健康科学領域に関係する学問が実験科学的な側面から社会科学の側面までの幅広い分野にまたがり、健康に関する社会問題に対応して学問的な課題に答えしていくにはより専門的な領域で学ぶことが必須であるからである。

〈資料1参照〉

(1) 領域の設定

「健康科学専攻」には以下の6領域を設定する。

① 健康生理学領域

加齢と共に、生体のホメオスタシスの破綻により、多くの疾患が発症する。本講座では、生理学的観点から、機能破綻をきたした状態（疾患）について、理解を深める。また、食事は生活の基本であるがゆえに食生活の改善を促す事はきわめて難しい。食生活は生活習慣病と密接に関係することが明らかになるにつれ、管理栄養士や食に関わる専門職は、食生活がもたらす健康の事象を生理学的視点から認識することで、健康と健康の対極である疾病まで生体は多様なストレスをとり、ことが理解できる。また、遺伝子レベルで生じる個人差の問題もあり、生理を修飾する遺伝的情報を理解することも重要とされている。これらの要因を理解し、健康科学的な視点から様々な生理的な現象に潜む健康との関係について教授し研究する。

② 環境健康科学領域

アレルギーは現代、最も多くの国民を悩ます現代病である。アレルギーの原因の中で花粉は大きな位置を占め、それを増悪する因子は生活環境に多く存在するとされている。また、ナノ粒子の工業利用が推進されると健康影響の可能性が指摘されていて健康科学領域の重要な課題となっている。健康科学は疾病までに至らない未然防止の対策を推進するためには、環境に存在する有害因子を事前に見つけ、社会的なリスク対策を実施していくことが肝要である。そのためベースとなる学問的な知見を、毒理学や実験的科学的な視点から教授し研究する。環境管理に従事する行政の専門職や実験医学を志す研究者が積極的に研究に関与することで環境健康科学が推進されると考えられる。

③ 放射線健康科学領域

医療における放射線の利用は高度な画像診断の日進月歩の発達と共にますます増加傾向にある。また、がん対策基本法の制定によってがん治療の推進に放射線治療が重視されている。これらの放射線利用の推進に伴い、放射線に関わる健康問題、安全問題に対して理解できる診療放射線技師のニーズは高く、放射線診療における安全管理の重要な要となることが期待

されている。また、放射線・放射性物質の利用が保健・医療・福祉領域のあらゆる場に拡大すると同時に高度化しており、さらに医療の領域にとどまらず、研究・教育、工業、農業などの領域で放射線利用が広がっている。このように拡大していく放射線利用の発展を支えるためには、放射線に関わる健康問題、安全問題に対して理解ができるリーダーの育成が不可欠である。このような人材を育成する大学院教育は数少なく、放射線に関わる健康問題、安全問題を教育・研究できる高度な専門性を身につけた人材を育成する。

④ 健康運動科学領域

健康意識の高まりは、運動が生活習慣病を予防する重要な生活習慣であると考えられようになってきた。そこで、生活習慣の中で運動が健康に及ぼす影響を科学的に認識することの大切さが社会的に認知される必要がある。一方で、生活習慣病の増加によって医療現場では、看護職や理学療法士・作業療法士がリハビリに従事する機会が増え、身体的な機能と運動との関係を科学的に理解することが求められている。このように、運動に関わる課題は社会生活の中に多数存在し、地域社会において健康運動科学が果たす役割は大きい。例えば、本学が大分のある地域で実施してきた高齢者の体力増進プロジェクトは地域社会の関心を集め、高齢者の寝たきりゼロを旨とする健康運動の推進役となってきた。本領域では、健康科学的な視点から運動を科学的に捉え実践できる人材の育成を行う。

⑤ 健康情報科学領域

古くから保健統計分野は推進されてきたが、保健統計の専門家は決して多くない。健康科学における統計学はすべての分野に関係するだけでなく、生物現象や社会現象を理解するためには必須の知識・技術である。近年のICT(情報通信技術)社会の到来によって、コンピュータやITは特別な道具ではなくなった。健康科学を推進していくためには、統計学、コンピュータおよびICTを含めた情報処理技術を効果的に利用していくことが不可欠である。例えば、高齢者の在宅医療を支える技術としてITは今や必須の道具となってきた。健康科学的な視点から保健統計ICTを専門とする人材の教育に対するニーズは高い。本領域では、保健統計及びICTに関する高度な専門性を備えた人材の育成を視野に入れた教育を行う。

⑥ メンタルヘルス学領域

社会の複雑化、高度な機能分化、高齢化、および家族構成の変化などに

伴い、現代社会におけるストレスの様相はめまぐるしく変化しており、あらゆる領域でメンタルヘルスの重要性が認識されている。つまりメンタルヘルスに関する知識と技術は、保健・医療・福祉の実践現場のあらゆる領域において活躍する専門職にとって不可欠な資質の一つである。そこで、メンタルヘルス学領域においては、人間の心をめぐる多角的なアセスメントの方法、人間の心に焦点を当てた事例理解、および心の健康と関連事象に焦点を当てた援助の技法について包括的に教育し、健康科学の視点からのメンタルヘルスの実践的研究を積極的に推進できる人材を育成することとする。

(2) 「健康科学専攻」を担当する教員（非看護職）の看護、看護学との関わり
本学においても、現在、ヒトの形態的な構造・機能、生体と環境との関わりなどの看護の基礎科学教育を担当する教員は、学部及び大学院博士課程（修士課程および博士課程）とも、現在、非看護職の教員が当たっている。これは、現状では、これらの教育、研究を担当できる看護職の教員を確保することができないからである。

「健康科学専攻」の健康生理学、環境健康科学、健康運動科学、放射線健康科学、健康情報科学、及びメンタルヘルス学領域を担当する予定の教員は、非看護職である。しかし、本学では、非看護職の教員が、常に看護の実践現場を理解し、看護学に対する理解を深めるために開学以来の10年間に、以下に示すような非看護職の教員と、看護の専門科目を担当する教員（看護職免許を持った教員）との有機的な連携を図ってきた。この結果、非看護職の教員も看護学の発展のために大きな貢献をしており、本学学生、地域の看護職の間でも高く評価されている。

① 健康科学実験

本学では非看護職の教員が2年次生に実験を中心とした「健康科学実験」を行っている。この実験を通して学んだ知識や技術が看護系の講座で実施する卒業研究にも役立ち、卒業研究のテーマ、研究方法の多様化につながっている。

〈資料2 参照〉

② 学部学生の卒業指導

本学における1年次生の卒業研究は、個別指導を原則とし、各学生が一人一つずつテーマを持って研究に取り組んでいる。これは、ほとんどの学生が学部教育を終えると実践現場に就き、それぞれの職場で看護研究を実践することになるため、学部教育の中で、研究の基本を確実に身につけさせ

たいと考えているからである。

非看護職の教員からなる人間科学講座でも、看護系の講座と同様に学生の卒業研究指導に当たっている。人間科学講座を含めた各講座の卒業研究のテーマの選定に当たっては、学内の委員会（教育研究委員会）で調整・検討し、各講座の主体性を尊重しつつ、学生が看護研究としてふさわしい研究を体験することができるよう配慮している。また卒業研究を始めるにあたって、看護研究の基礎教育として7コマの講義（「看護研究の基礎」）を行っている。この中で非看護職の教員が4コマの講義を担当している。また卒論指導はテーマによって非看護職の教員と看護職の教員が連携して行うケースもある。非看護職の教員自身がこのような看護研究に参加することにより、看護学をより深く理解する機会にもなっており、さらに一方では、看護学の発展にも貢献することになっていると考えている。

〈資料3参照〉

③ 博士（前期）課程（修士課程）論文指導

本学では、博士課程（前期および後期課程）の学生の論文指導は3人体制で当たることとし、主たる指導教官は、看護職をもった教員が当たっているが、非看護職の教員も直接指導に関わっている。このため、非看護職の教員も看護の実践現場に赴き、指導に直接役立つ情報を収集している。非看護職の教員が指導にもかかわることにより、研究手法の幅が広がり、より広い視点からの考察が可能となっている。

また、博士課程（前期および後期課程）の論文の経過が看護職、非看護職のすべての教員に分かり、適切なコメントを得る機会とするように、全教員が参加した定期的に発表会を開催している。

④ プロジェクト研究

本学では、講座、科目群を越えた看護研究をプロジェクト研究と称し、研究費を競争的に配分している。現在、看護系の講座と人間科学講座とのプロジェクト研究が2つ実施されている。プロジェクト研究を通して、非看護職の教員が看護の実践現場と関わる機会を得ている。またこれらの研究成果は看護系の学会でも発表され、さらに看護系の研究雑誌にも掲載されている。

⑤ 総合実習施設の開拓

4年次生を対象にした総合実習は、現在、県下の49施設で実施しており、学生の自律性を育成することを目指している。これらの実習施設の開

拓は、学生のニーズにしたがって継続して行っており、看護職と非看護職の教員がペアであたっている。

⑥ 地域の医療・保健施設の看護研究指導

現在、本学では地域の医療・保健施設（病院、保健所等）からの依頼を受けて各施設における看護研究の指導を行っている。看護研究指導の要請のあった各施設には、看護職の教員と、非看護職の教員との2名をペアで派遣し、実際の看護研究の指導を行い、それぞれの施設から高い評価を受けている。この看護研究指導は、本学の非看護職の教員の看護学、看護実践を知る機会となっている。

⑦ 看護協会などの研修会等の講師

大分県看護協会の実施している看護職を対象にした研修会の講師を非看護職も務めている。このことが、非看護職の教員の看護の現場を知る機会になっている。

⑧ 公開講座の講師

本学の公開講座は、地域の他の大学との違いを明確にするために看護職を対象にした定員制の公開講座（1つの公開講座で5回の講義を展開する）を開催している。公開講座の講師の5割は非看護職の教員が担当し、受講者から高い評価を得ている。

(3) 看護の実践現場との交流を密にした指導体制

看護学は実践の科学であり、教育、研究に従事する者は、常に現場に則した教育、研究を心がけねばならない。

また、チームとしての活動が基本である今日の保健・医療・福祉において、看護学の教育、研究にあたる者は、看護の周辺領域の専門職との連携を図りながら教育、研究を遂行していくことのできる能力を備えておく必要がある。このためには、大学と臨床現場との間の情報交換が常にできるシステムを構築する必要がある。

医学教育においては、それぞれの大学が臨床実習のための病院を持っており、大学と臨床現場において学生の教育を担当すると同時に、研究にも従事し、さらに患者の診療にも携わるという、いわゆる Unification システムができてきている。また、学生も、臨床現場の雰囲気になりに浸ることができ、

看護においても Unification がとられている大学もあるが、本学のように

に地理的に近い場所に実習施設を持っていない大学では、医学教育で行われているような Unification システムを取り入れることは現実問題として難しい。そこで、「健康科学専攻」に属する学生も、必要に応じていつでも、医療・保健・福祉の実践の場に出いて教育、研究ができるようにするため、医療施設、保健行政の現場などに大学院の学生の実践指導の一部を担当する臨床指導者（医師、看護師、保健師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師など）を配置し、実践現場との連携を常に保ちつつ遂行できるようにする。

(4) 研究フィールドの提供とアウトカムのフィールドバック体制

本学では、開学当初から「地域貢献」の一環として、「健康増進プロジェクト（のつはるプロジェクト）」を立ち上げ大分市（大学設置場所）の健康づくりに協力してきた。「健康増進プロジェクト」には、人間科学系講座および看護系講座の教員が連携して係わり、学部学生の卒業研究はもろろんのこと、大学院学生の研究活動のフィールドを確保してきた。研究成果は、行政の健康増進づくりに反映され、現在は、「健康増進プロジェクト」の対象範囲は大分県全体に広がっている。

今後、大学院学生とくに健康科学専攻の学生の研究活動のフィールドとして活用していく予定である。

(5) 博士（前期・後期）課程の学生は看護職に限定しない

前述したとおり、「健康科学専攻」では、看護学の基礎科学分野の教育、研究を担当できる教育者あるいは研究者としての人材を育成することを主な目的としている。

今後の、看護学の発展、進化のためには、看護学に関係する基礎科学教育の充実を図ることが不可欠であると考えているからである。

これらの看護学の基礎科学教育、研究を充実するためには、これまで学んだ学問領域にとらわれずに看護や看護学を十分に理解した教育者や研究者を育成し、学際的な看護学を確立していくことが重要であると考える。

医学の領域をみると、基礎医学、工学などが今日の医学、医療の発展を支えており、これらの領域の教育者、研究者は必ずしも医師ではない。しかし、これらの教育者、研究者は、医学、医療を充分理解している。同じように、看護の基礎科学は、将来、看護学の発展を支える重要な分野となるべきであり、看護の基礎科学に携わる人材は必ずしも看護職の免許を有している必要はないと考える。重要なことは、非看護職の学生が、大学院博士課程（前期課程および後期課程）「健康科学専攻」の健康生理学、環

境健康科学、健康運動科学、放射線健康科学、健康情報科学、及びメンタルヘルズ学などの領域を修了し、将来、看護の基礎科学の教育、研究に携わる人材として看護学を支えることであり、これらの非看護職が、「看護」「看護学」を十分理解していることである。

また、これからの保健・医療・福祉は、チーム医療であり、看護職以外の者との連携が不可欠である。診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、介護福祉士などの資格を有する人々が、看護学研究科「健康科学専攻」の博士課程（前期および後期課程）で教育・研究指導を受け、実践現場で活躍することが、看護に対する理解と認識を深めることになり、保健・医療・福祉の質の向上に繋がる。

(6) 国際化社会に対応できる人材の育成

本学における看護研究の国際化は、アジア諸国の保健・医療・福祉に関わる研究者との国際共同研究という形で進んでいる。本学では、姉妹校を締結しているソウル大学との研究交流を毎年実施しており、今後さらに国際共同研究を推進していくためには、国際化に対応できる教育者、研究者の育成は不可欠である。また、国内においても、文化や宗教的背景の違いをもつて生活する100万人を超える諸外国の人々に注目して、独自のケアを提供していくために必要な研究の推進も、国際看護の一環として、今後、発展させていかねばならない分野である。

本学では、姉妹校である韓国のソウル大学とは、学部学生および大学院学生の学生交流プログラムが毎年実施されている。

また、ソウル大学以外にも、米国のニューヨーク大学、ペース大学およびケースウェスタンリザーブ大学の各看護学部とも姉妹校を締結しており、本学において国際交流の下地はすでに用意されている。このような国際交流プログラムを利用して「健康科学専攻」の学生の国際社会に対応できる人材を育成していく。

(7) 社会人入学（14条特例の適用）

すでに設置している看護学研究科看護学専攻では、看護職あるいは非看護職が在職のまま修学できるように昼夜開講制を導入し、平成14年以降6年間の実績がある。

「健康科学専攻」においても昼夜開講制とし、夜間開講の場合、18時から21時10分までの2コマを利用する。

大学院設置基準第14条の特例を実施することで、働きながらの修学を望む多くの学生の期待に応えることができる。

(8) 「健康科学専攻」修了後の進路指導

「健康科学専攻」を修了した学生の進路指導をきめ細かく行い、就職後もできる限りフォローしていくために、1学年の定員（大学院前期課程及び後期課程）を2名とした。

本学の博士課程の修了者の主な就職先としては、当面は大学等の教育・研究機関を念頭に問いている。看護職の資格を持っている修了者は、看護の基礎科学領域および専門領域の教育・研究に従事したり、看護の実践現場で活躍することを、看護職の資格を持っていない非看護職の修了者は、看護学を支える基礎科学領域の教育・研究領域、たとえば本学の生体科学、生体反応学、環境保健学、看護情報科学などの教育者、研究者として活躍することをそれぞれ期待している。看護の実践現場における情報面、倫理面でのニーズを考え、非看護職の修了者が、保健・医療・福祉の実践現場で活躍し、例えば本学の博士(後期)課程の臨地指導者等で活躍することも期待している。

修了後の進路については、学生の希望、資質を考慮し学生と充分話し合っ

て決めていきたい。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

「健康科学専攻」においては、看護学を支える基盤となる学問領域の研究・教育者の養成を目指していることから、その教員には各自が専門とする学問分野の知識だけでなく、看護学への十分な理解が望まれる。

「健康科学専攻」は、健康生理学、環境健康科学、健康運動科学、放射線健康科学、健康情報科学及びメンタルヘルス学の6つの領域で構成されているが、担当予定の教員はそれぞれの学問分野において学位及び研究業績を有し現在も研究を継続すると同時に、看護学部看護学科及び看護学研究科看護学専攻において、すでに看護系教員（看護職免許を持った教員）と有機的連携を取りながら、ヒトの形態的な構造・機能、生体と環境との関わりなどの看護の基礎科学教育を行っている。このことから、看護職に対する教育者として必要とされる「看護学に関する理解」を有している。

なお、夜間講義、昼間講義を適切に組み合わせで行うように設定することで、特定の教員が夜間の授業が続くようなことのないよう配慮するとともに、大学院の授業を担当する全ての教員の負担が均等になるよう努め、教員の負担が過大にならないように配慮する。

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 履修指導

入学後のオリエンテーション時に、教育課程、履修方法に関するガイダンスを行い、学生の希望を最優先して専攻領域を決定する。その専攻領域の指導教員が、学生の経験、能力、将来への志向性などを十分に配慮し、他の教員と共同して、履修コース等の指導を行う。

〈資料4 参照〉

① 専攻領域及び研究指導教員の決定

学生は、健康生理学、環境健康科学、健康運動科学、放射線健康科学、健康情報科学、及びメンタルヘルス学の6領域の中から領域を選択し、その領域において履修指導、研究指導を受け、修士論文あるいは博士論文を作成する。最終的な専攻領域及び指導教員の決定は、研究科委員会で行う。

② 履修計画の指導

指導教員は、専攻した領域の科目、共通科目など専攻以外の領域の科目を有機的に結合し、履修する授業科目を計画的に選択できるように、修了後の進路も考慮して個別に履修計画の指導を行う。とくに、看護の実践現

場の実態を把握できるようにするために、大学院博士(前期)課程(修士課程)看護学専攻の基礎看護学、発達看護学、広域看護学の3領域の履修科目の中から特論科目(2単位)を2科目以上履修するように、履修指導の段階で指導する。

また、指導教員は学生の授業科目の選択時だけでなく、常に学生の学問探究への志向が十分に発展させられるように各学生の経験、適性、能力等を十分に配慮し、オフィスアワーを設けることにより、履修指導、研究指導に努める。

さらに、TA(テイーチング・アシスタント)制度を設け、学部学生への学習上の補助支援を通して教授方法や評価・指導方法のトレーニングを行う。TAの活動に対しては、実効性を高められるよう指導教員が責任をもって指導・助言を行う。

履修指導及び研究指導については、夜間の授業を履修することを希望する学生に対しても、昼間のみ履修学生と同様な履修指導、研究指導を行う。夜間の履修を希望する学生の履修計画については、学生が適切な教育・研究が受けられるよう特段の注意を払って、指導を行う。

(2) 修士論文・博士論文研究計画書の審査

学生は、入学時に、所属する専攻領域・指導教員を決定し、指導教員のもとに修士論文・博士論文の研究計画をまとめ、1年次の研究計画報告会に報告する。その後、指導教員のもとに修士論文・博士論文研究計画書を作成して、研究倫理・安全委員会の審査も併せて受ける。

修士論文・博士論文研究計画書を提出しない限り、博士論文の作成に着手することはできないものとする。

修士論文・博士論文研究計画書の審査は指導教員が行い、その結果を大学院研究科委員会へ報告し承認を得る。修士論文・博士論文研究計画に変更がある場合は、大学院研究科委員会へその旨を申請し承認を得る。

(3) 研究指導

研究指導は、総合的な視野を広げるため、研究科委員会で決定した主指導教員と2人の副指導教員による多面的指導体制を原則とする。

主指導教員は、専攻領域の教員の中から1名を選定し、この教員がテーマの選定及び研究方法の検討から論文作成までのプロセスを直接指導する責任を持つ。また、同一領域または他の領域の教員の中から副指導教員を2名選定する。

副指導教員は、主指導教員との緊密な連携をとりつつ、履修指導及び研究

指導を補助する。

なお、学外の関連する専門家からも必要に応じ研究指導の補助が得られるよう配慮する。

(4) 修士論文・博士論文の審査及び最終試験

学生は大学院研究科委員会に修士論文・博士論文を提出し、論文審査請求を行う。

とくに、3年を経過して博士論文審査請求を行う場合、大学院研究科委員会は提出された論文ごとに審査委員会を設置し、審査する。

審査委員会はその結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会が最終判定を行う。

〈資料5、6参照〉

ク 施設・整備等の整備計画

「健康科学専攻」の授業は、看護学部及び看護学専攻博士（前期）課程（修士課程）の施設、設備を共用して行う。

博士（前期）課程の学生は、現在の看護学専攻の大学院生室を利用する。「健康科学専攻」の学生用の机を4台（定員2名×2学年分）設置する。

博士（後期）課程の学生は、担当指導教員の研究室内に大学院学生用の机を設置し、パソコン、書架、ロッカーを整備し、自習に役立たせる。本学の研究室は、複数の教員が入れるよう広いスペースを確保しており、どの研究室に入ることになろうとも、院生の研究室スペースは、充分に確保できる。

各院生に配布されるパソコンは、既設の学内LANに接続し、研究室から図書館の文献検索が行えるようにするとともに、インターネットやEメールの活用により、学術情報の入手や学内外の研究者との情報交換が容易に行えるようにする。

〈資料7参照〉

ケ 既存の看護学専攻との関係

本大学院は、博士課程を前期2年、後期3年の区分制をとり、前期2年の課程を博士（前期）課程（修士課程）とする。

博士（前期）課程（修士課程）においては、学部教育の構造に基本的に準拠しながら、学術的な発展性、地域社会の要請等を考慮し、学部の人間科学講座を土台として、健康生理学、環境健康科学、健康運動科学、放射線健康科学、健康情報科学、及びメンタルヘルス学の6つの専攻領域を配置した。

後期3年の博士（後期）課程においては、大学院博士（前期）課程（修士課程）から継続した教育研究が実施できるように、健康生理学、環境健康科学、健康運動科学、放射線健康科学、健康情報科学、及びメンタルヘルス学の6つの領域として教育課程を編成している。

看護学専攻では、看護学を中心とした科目以外に多くの共通科目が用意されている。「健康科学専攻」を担当する教員の多くはこれらの共通科目を担当しているが、これらの科目を「健康科学専攻」の学生が選択することができると同時に時間割構成などで配慮する。逆に、看護学専攻の学生が「健康科学専攻」の授業科目の一部を選択することで、看護学専攻の学生と「健康科学専攻」の学生が交流し、互いに意見交換ができた環境が構築される。

とくに、大学院博士（前期）課程に入学してきた看護職以外の学生が、大学院博士課程（前期）で、看護の実践現場の素態を把握できるようにするために

「健康科学専攻」の非看護職の学生に対しては、大学院博士(前期)課程(修士課程)看護学専攻の基礎看護学、発達看護学、広域看護学の3領域の履修科目の中から特論科目(2単位)を2科目以上履修するように、履修指導の段階で指導する。

このことにより、創造性豊かで、高度な教育・研究能力を有する人材、すなわち、看護あるいは看護学が対象としている「健康」を多面的かつ科学的な視点からより詳細に追求し、学際的な学問としての看護学の基盤となるべき看護の基礎科学領域の学問を強化していく大学院教育の実現を目指す。

〈資料8参照〉

コ 入学者選抜の概要

「健康科学専攻」の教育は教育者・研究者の人材養成を目標にしているの
で、「健康科学」の教育、研究の資質を備えた人材を確保するために、入学者
選抜は、学力試験・面接試験・成績試験の成績が一定の基準に達した者のなかから、学
力試験・面接試験の成績及び成績証明書・健康診断書を総合して判定する。

学力試験科目は、英語及び総合問題とする。英語においては、語学力(英
語)、読解力、論理的思考力及び表現力を評価する。

また、総合問題においては、保健・医療・福祉に関する知識及び論理的思
考力を総合的に評価する。

(1) 社会人学生の受入れ

博士(前期)課程および(後期)課程のいずれの課程においては、実践
に根ざした研究を行うことができる教育者・研究者の育成を目指しており、
社会人の入学が期待されている。

また、学習意欲を持ちながら昼間就学することが困難な社会人の就学機
会を確保するため、大学院設置基準第14条特例による教育方法の特例を
導入するとともに、それを可能とする教育研究環境を整える。

授業科目は昼間帯、夜間帯に開講し、年度の前期に昼間開講した科目は
後期には夜間開講し、年度の前期に夜間開講した科目は後期には昼間開講
すること等により、昼間のみを受講、夜間のみを受講、あるいは昼夜間受
講のいずれの履修パターンにも対応できるよう配慮している。

(2) 学生確保の見通し

平成19年4月現在、看護系大学は157校となり、看護系の修士課程
を設置する大学院は全国で国立38校、公立31校、私立25校となり急

増の傾向がみられる。しかし、看護職以外の保健・医療・福祉に係る専門職が大学院でより高度な知識を学ぶ機会は少ない。本学は、大学院開設時から看護職以外の専門職にも門戸を開いてきた。平成14年度に博士(前期)課程(修士課程)を開設してから、看護職以外の専門職が4名受験し、うち2名の診療放射線技師が修士の学位を得ている。

本学が平成20年4月に、県内の大学生、看護専門学校学生を含め、大分県内の病院勤務の医師・看護師以外の医療従事者を対象に実施した進路希望調査によると、「健康科学専攻」に進学したいと答えた者は、386人中45人(12%)であった。

今後も看護系大学の学部及び大学院の新設・増設が続くことが考えられ、看護系大学の基礎科学の教育を支援していく人材の育成は高くなっていくことが予想される。また、非看護職の医療関係者を対象にしたアンケート調査の結果からも本学が設置する「健康科学専攻」への進学意向が高いことも確認されており、学生は充分確保できると考えている。

(3) 修了後の進路及びその見通し

「健康科学専攻」の教育は教育者・研究者の人材養成を目標にしている。したがって、博士(前期・後期)の5年間の大学院教育を基本として学生を募集し、創造性豊かな高度な研究能力を有する人材、すなわち、本学のみにらず日本の看護学の発展に寄与でき、大学院教育をも担える人材の養成を目指すこととする。その大半は看護系大学の基礎科学の教育を担う教員、あるいは実践現場における研究の指導者を目指すよう進路指導を行っていく予定である。

シ 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

a 修業年限

本研究科では、看護職(社会人)が在職のまま修学できるよう昼夜開講制を導入する。夜間開講の時間帯は18時から21時10分の間とする。

昼間のみの履修、夜間のみの履修及び昼夜間兼用の履修、いずれの場合であっても修業年限は2年(博士(前期)課程)、あるいは3年(博士(後期)課程)とする。2年間(博士(前期)課程)あるいは3年間(博士(後期)課程)で課程を修了するために必要な単位を全て修得できるようカリキュラムを設定する。

b 履修指導・研究指導の方法

学生の履修指導や修士論文・博士論文作成のための研究指導は通常の指導と特段の差異はないが、学生に過度の負担が生じないように、学生のニーズに合わせて調整し、夜間開講科目や集中的個人指導を行えるように時間的な配慮をする。

c 授業の実施方法

授業時間については、昼間に加えて月曜から金曜までの18時から21時10分とするが、指導教員と社会人学生とが個々に相談のうえ、授業を行うことができる。

d, h 教員の負担の程度、教員組織の整備状況

教員は原則として夜間講義、昼間講義を交互に行うように設定することと、特定の教員が夜間の授業が続くようなことのないよう配慮するとともに、大学院の授業を担当する全ての教員の負担が均等になるよう努め、教員の負担が過大にならないように配慮する。

また、研究指導は主指導教員と2人の副指導教員による指導体制を原則とし、教員相互に協力しながら指導を進めていくことにより、夜間の授業に対応していくこととする。

さらに、夜間の授業を履修する院生に対しては、教員から特に積極的にコミュニケーションを図っていくよう留意していくこととする。

e 図書館・情報処理施設などの利用の確保や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

以下の対応を図ることにより、夜間学習の院生についても昼間学習の院生と変わらない適切な学習環境を整備することができると考えている。

① 院生研究室の利用

院生が夜間の学習に努めることができるよう、指導担当教員の管理の下、院生に自由な入室が可能となるカードキーを貸与し、夜間及び休日でも自由に研究室を利用することを可能とする。

② 院生研究室における情報ネットワークの整備

院生研究室に各院生1台ずつのパソコンを配備し、インターネット及びイントラネット等情報ネットワークを整備する。このことにより、夜間及び休日でも、研究のために自由にパソコン等を利用することを可能とするとともに、Eメール等の活用により相互の事務連絡の緊密化を図る。

③ 図書館の利用

指導担当教員の管理の下、図書館閉館の20時以降でも図書閲覧が可能となるよう、院生に入退室が可能となるカードキーを貸与する。

④その他の施設利用

実習室等その他の施設利用については、担当教員の管理の下、22時まででの利用を可能とする。

⑤駐車場の利用

夜間学習の院生については、安全に学習に励めるよう、建物から離れている学生駐車場ではなく、建物に隣接している教職員駐車場の利用を可能とする。

⑥学生の厚生等に関する対応

夜間学習の院生に対しても遅滞なく対応できるよう、窓口での申請書等の受付、証明書等の発行については専用箱を設置し、迅速な処理に努めるとともに、必要に応じた事務職員の対応についても配慮する。

エ 入学者選抜の概要

「健康科学専攻」の教育は教育者・研究者の人材養成を目標にしているので、「健康科学」の教育、研究の資質を備えた人材を確保するために、入学者選抜は、学力試験・面接試験の成績が一定の基準に達した者のなかから、学力試験・面接試験の成績及び成績証明書・健康診断書等を総合して判定する。

学力試験科目は、英語及び総合問題とする。英語においては、語学力(英語)、読解力、論理的思考力及び表現力を評価する。

また、総合問題においては、保健・医療・福祉に関する知識及び論理的思考力を総合的に評価する。

夜間の履修を希望する者については在職のまま修学する社会人が想定されるが、昼間の履修を希望する者との差異は設けない。

ロ 健康科学専攻設けの必要性

「健康科学」に関連する分野に従事する専門職の中には、実務の中でより専門性を深め、質の高い実務を提供したいという意識が高く、より高度で専門的な学習の機会を待ち望む者が多い。

しかし、現実には、博士(前期・後期)課程で学びたい意志はあっても、職場を辞めて進学することは難しい状況である。そのため、夜間に博士(前期・後期)課程を開設することにより、昼間修学することが困難な社会人が働きながら学ぶ機会を確保するとともに、あわせて将来、教育者・研究者を志向する人材の入学が期待される。

本学が平成20年4月に大分県内の病院勤務の医療従事者を対象に実施した進路調査によると、「健康科学専攻」に進学したいと答えた者は、30人中11人(37%)であったことから、14条特例による学習の機会を望んでおり、学生の確保は充分確保できるものと考えている。

チ 管理運営

学長、研究科長、教授、准教授及び専任講師で組織された大学院研究科委員会が設置されており、①大学院の教育課程の編成に関する事項、②学生の入学、卒業、その他在籍に関する事項、③学位の授与に関する事項、④学生の表彰及び懲戒に関すること、⑤学生の厚生及び補導に関すること、⑥その他大学院の教育に関し、研究科長が必要と認める事項について審議を行っている。

また、大学院運営の詳細については、研究科長、教員、事務職員で組織される研究科教育研究委員会において審議し、処理されている。

ツ 自己点検・評価

(1) 実施方法及び体制

本学では、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的指命を達成するため、平成10年4月開学と同時に自己評価委員会を設置した。委員会では、現状の把握と分析、問題点・課題の抽出を行い、改善策の検討などの作業を進めている。

(2) 評価項目

① 教育理念・目標 ②教育・研究活動 ③国際交流 ④施設設備 ⑤社会的活動 ⑥管理運営・財政 ⑦自己評価体制

(3) 進捗状況及び今後の予定

上記評価項目を中心として、平成10年度以降、毎年「年報」としてとりまとめ、公表している。また、アニュアルミーティングと呼ばれる研究教育などの成果報告会を毎年3月に実施している。

平成17年度には、本学の自己点検・評価報告書に基づき、大学評価・学位授与機構から大学機関別認証評価を受け、評価基準を満たしているという結果を得た。

平成18年度には、公立大学法人としてスタートし、中期計画にそって、教育研究活動を進め、毎年、大分県地方独立行政法人評価委員会によって、年度計画の実施状況の評価を受けている。とくに、大学院の教育研究を含めた本学の教育研究については、平成19年度に実施された評価委員会の評価結果は大学の自己評価を上回る「特に優れている」という結果を得た。

今後も、中期計画にそった年度計画を達成しながら、自己点検と外部評

価を進めていく予定である。

テ 情報の提供

大学の案内、入試情報等の情報の発信・公開については、本学独自のインターネット、ホームページや大学案内の発行など、学内に組織する広報委員会や情報ネットワーク委員会を中心に積極的にを行っているところである。

特に、教育研究成果をホームページ上に公開するインターネットジャーナル「看護科学研究」を刊行（年2回）している。インターネットジャーナルには、本学の教員だけでなく、広く他大学や看護界からの投稿がある。ジャーナルとしての質の高さを保つため、学外者を含む編集委員会を設置し、厳しい査読システムを導入している。

また、看護・保健・医療・福祉関連の情報や意見交換を目的とした大分県看護メーリングリスト等を立ち上げており、今後とも教育研究活動等の情報提供を充実させていくものとする。

ト 教員の資質の維持向上の方策

本学では、教員同士の研究、教育業績に関する情報をお互いに共有し、意見交換して切磋琢磨していくために学内の業績発表の場として、毎年度の終わりに学内教育研究報告会（「アニュアルミーティング」と呼ぶ。）を開催し、その年度の教育研究成果を各科目群ごととあるいは一連の研究ごとに発表し、全教員出席の下、活発な意見交換を行い、次年度以降の教育研究にフィードバックするようになっている。

また、研究費は一律に配分するのではなく、学内の審査組織により採択されたプロジェクト研究、先端研究、奨励研究にあてるようにし、競争原理を働かせて研究の促進を図っている。

平成18年度には公立大学法人化に伴い、教員評価制度を導入し、教員の授業の内容及び方法の改善、学生の研究指導の評価などを実施し、学生を中心とした教育となるように評価結果をフィードバックする体制を整えた。

さらに、地元自治体と連携した、「健康増進プロジェクト」と名付けた学内共同研究（「生活習慣病とヘルスプロモーションのためのセルフケア」等の4つの研究テーマで実施）を行い、教員の研究フィールドの確保をし、研究の促進を図っている。

教育能力向上のための研修等については、他の大学・団体・看護教育機関

等が実施する研修等の積極的な活用や、平成10年度から本学で毎年実施している次の研修等により、教育研究に関する意見交換なども行っている。

①大分看護科大学看護大学術研究会

本学と韓国ソウル大学看護大学校との間で、大分、ソウルで年1回ずつ開催している。

②看護国際フォーラム

米国、韓国、スエーデンなどから看護界の教育者、研究者を招聘し、教育研究に関する意見交換を行っている(年1回)。

このフォーラムは地域の看護職にも公開し、好評を得ている。

③教員短期海外派遣研修

毎年3名ずつ1ヶ月間、海外の大学や病院などに教員の研修派遣を行っている。研修終了後、必ず、学内で研修成果の報告会を行っている。

今後とも、研修会の企画やカリキュラムの検討等を行い、より質の高い教育を提供していくための事業を実施する。